

# 特定非営利活動法人 こどもと文化のひろば わいわいキッズいっづか 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人こどもと文化のひろば わいわいキッズいっづかといいます。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県飯塚市鯉田1778番地に置きます。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、地域のおとなや子どもたちに対して、自主的体験活動及び子どものための優れた舞台芸術を普及する事業を行い、豊かな心と生きる力を身に付けることに寄与することを目的とします。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。

- (1) 社会教育の推進を図る事業
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業
- (3) 子どもの健全育成を図る事業
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る事業
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の事業

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行います。

- (1) 子どもの自主的な体験活動に関する事業
- (2) 乳幼児を持つ母親に対する子育て支援に関する事業
- (3) 子どもの表現活動に関する事業
- (4) 子どものための優れた舞台芸術の普及に関する事業
- (5) 子どもの権利条約を推進していく事業
- (6) 子ども、文化芸術に関する市民組織への情報提供、協力事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とします。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で、総会議決権を有するもの。
- (2) 個人会員 この法人の活動に参加する為に入会した個人で、総会議決権を有しないもの。
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、援助する個人及び団体。

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めないものとします。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由が無い限り、入会を認めなければならないものとします。
- 3 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならないものとします。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入するものとします。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失するものとします。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができます。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができるものとします。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならないものとします。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しないものとします。

#### 第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置きます。

(1) 理事 10人以上

(2) 監事 2人以上

2 理事のうち、1~4人を代表理事、1人を事務局長、若干名を常任理事とします。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任します。

2 代表理事、事務局長及び常任理事は、理事の互選とします

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の職員を兼ねることができないものとします

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができないものとします。

(職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理します。

2 代表理事、事務局長及び常任理事は、常任理事会を構成し、理事会の議決と常任理事会の協議に基づき、この法人の業務を日常的に統括します。

3 事務局長は、理事会の議決と常任理事会の協議に基づき、事務局の業務を統括します。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行します

5 監事は、次に掲げる職務を行います。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2年とします。ただし、再任は妨げないものとします。

2 補欠のため、又は増員によって就任した任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とします。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならないものとします。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならないものとします。

(解任)

第 18 条 役員が次の号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができます。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならないものとします。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができます。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。

3 前2項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定めます。

(事務局)

- 第 20 条 この法人に、事務局を置きます。
- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置きます
  - 3 事務局職員は、代表理事が任免します。
  - 4 事務局に関する必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て、別に定めます。

(専門部会等)

- 第 21 条 この法人の運営と業務を円滑に行うために、理事会の議決を経て、必要な専門部会を置くことができます。
- 2 専門部会等に関して必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て、別に定めます。

(顧問及び相談役等)

- 第 22 条 この法人に顧問及び相談役を置くことができます。
- 2 顧問及び相談役に関して必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て、別に定めます。

## 第 5 章 総会

(種別)

- 第 23 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とします。

(構成)

- 第 24 条 総会は、正会員をもって構成します。

(機能)

- 第 25 条 総会は、以下の事項について議決します。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
  - (4) 事業報告及び活動決算
  - (5) 事業計画及び活動予算
  - (6) 役員を選任又は解任
  - (7) 入会金及び会費の額
  - (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第 26 条 通常総会は、毎年 1 回開催します。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。
    - (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
    - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
    - (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から召集があったとき。

(召集)

- 第 27 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が召集します。
- 2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を召集することとします。
  - 3 総会を招集するときは、会議に日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知することとします。

(議長)

- 第 28 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出します。

(定足数)

- 第 29 条 総会は、正会員総数の 4 分の 1 以上の出席がなければ開会することができないものとします。

(議決)

- 第 30 条 総会における議決事項は、第 27 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知された事項とします。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(表決権等)

- 第 31 条 正会員の表決権は、一人一票とします。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができます。又は他の正会員を代理人として表決を委任することもできます。
  - 3 前項の規定により表決した正会員は、前条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなします。
  - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできないものとします。

(議事録)

第 32 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成することとします。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印することとします。

第 6 章 理事会

(構成)

第 33 条 理事会は、理事をもって構成します。

(権能)

第 34 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決します。

- (1) 事業計画及び収支予算の変更
- (2) 役員の職務及び報酬
- (3) 事務局その他の職員の組織及び運営
- (4) 借入金（その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）そのあらたな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) その総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 35 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召集)

第 36 条 理事会は、代表理事が招集します。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による至急があったときは、その日から 20 日以内に理事会を招集することとします。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知をすることとします。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たります。

(議決)

第 38 条 理事会における議決事項は、第 36 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(表決権等)

第 39 条 理事の表決権は、一人一票とします。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができます。又は他の理事を代理人として表決を委任することもできます。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなします。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができないものとします。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成することとします。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印することとします。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定めます。

### (会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとします。

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経ることとします。

### (暫定予算)

第45条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができ

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなします。

### (予備費の設定及び利用)

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができます。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経ることとします。

### (予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加、又は更正をすることができます。

### (事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経ることとします。

2 決算剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとします。

### (事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わります。

### (臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経ることとします。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第51条 この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行なう特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格喪失に関する事項
- (6) 役員に関する事項(定数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行なう場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者にかかるものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散します。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の 4 分の 3 以上の承諾を得ることとします。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得ることとします。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち特定非営利活動法人子ども劇場福岡県センターに譲渡するものとします。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得ることとします。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載することとします。

第 10 章 雑則

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを別に定めます。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行します。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とします。

代表理事	林 京子	常任理事	清瀬 真弓	理事	中山 富江	理事	大屋 省子
同	榎谷 素子	同	奥田 るり	同	長谷川 綾子	同	宮下 治代
同	山田 眞理子	同	吉柳 佳代子	同	柴田 美代子	同	大津 健志
同	荘田 朋子	同	田代 智恵	同	松本 恵美子	同	堀川 将寛
事務局長	武藤 法子	理事	毛利 佳子	同	堀之内 真知子	同	荘田 恭彦
常任理事	中野 律子	同	永岡 喜久代	同	藤中 留美子	監事	岸 佳代
同	大庭 陽子	同	成吉 真弓	同	秋穂 順子	同	森中 朝子
同	堀 洋子	同	永田 智子	同	青山 真理		
同	森 美紀	同	松並 美和	同	梅野 久美子		

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 14 年 6 月 30 日までとします。

4 この法人の設立当初の事業計画は及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとします。

5 この法人は、飯塚子ども劇場及び任意団体としてのこどもと文化のひろば わいわいキッズいづかの一切の財産を継承し、設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 13 年 3 月 31 日までとします。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とします。

- (1) 入会金 500 円
- (2) 会費
 

正会員	おとな (月)	2,500 円	青年 (月)	1,200 円
家族会員	ひとり (月)	1,200 円		
賛助会員	個人 (年)	5,000 円	団体 (年)	10,000 円